

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
日光産業株式会社(福井県福井市光陽1-6-10) [1000010657]
株式会社光陽(福井県小浜市遠敷9-403)[1000004700]
北陸ロード株式会社(福井県越前市本保町24-43)[1000012742]
2. 資格登録停止措置の期間
平成30年4月2日 ~ 平成30年5月1日(1ヶ月)
3. 資格登録停止措置の地域
地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該有資格業者と実質的経営者が、架空の外注費を計上するなどして約6,400万円を脱税したとして、福井地検より法人税法違反罪で平成30年1月15日、在宅起訴された。
5. 資格停止措置理由
有資格業者である上記の事業者が、法人税法違反の罪で起訴されたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第12号(不正又は不誠実な行為)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表12>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表11及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事・調査等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から1月以上9月以内

- 問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査チーム(052-222-3469)